



第二期 小平市障害福祉計画を策定

住み慣れた小平で、ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり

障害者自立支援法に規定されているサービス（障害福祉サービス）の、数値目標や目標達成のための方策などを定めた障害福祉計画を策定しました。



障害福祉計画の基本理念

- 健康で快適・自由で自立した生活の実現
- ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり



障害福祉計画の基本方針

- 障がいのある人の自己選択・自己決定の尊重とそれを実現する情報提供の充実
- どんなに障がいが重くても地域で自立して暮らしていけるまちづくり
- ライフステージに応じた多様で一貫した支援のできる計画づくり



※障害者自立支援法は、障害福祉計画の策定にあたって、障がい者福祉計画と整合性をとることを求めていることから、障がい者福祉計画で掲げた基本理念・基本指針を引き継ぎ障害福祉計画の基本理念・基本方針としています。

3つの数値目標

障害者自立支援法に基づく国の指針では、次の3つの数値目標を定めることを市区町村に求めています

●施設入所者の地域生活への移行

国の指針 基準日（平成17年10月1日）の入所者のうち1割以上が地域生活に移行し、平成23年度末までに7%以上の定員を削減する

都の方針 基準日の入所者のうち1割以上が地域生活に移行し、平成23年度末の入所者数は、基準日の定員を超えないものとする

市の目標 基準日の入所者（112人）のうち1割以上にあたる12人が地域生活に移行し、平成23年度末の入所者数が111人となることを目標とします

小平市の目標

基準日の入所者 112人

地域移行 12人

平成23年度末の入所者 111人

●退院可能な精神障がい者の地域生活への移行

国の指針 平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」が退院することを旨とする

都の方針 平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」の5割以上が退院することを旨とする

市の目標 平成23年度末までに、退院可能な精神障がい者（74人）のうち5割（37人）が地域生活に移行することを目標とします

退院可能な精神障がい者 74人

地域移行 37人

平成23年度末の退院可能な入院者数 37人

●福祉施設から一般就労への移行

国の指針 福祉施設の利用者のうち、平成23年度中に一般就労する者が、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい

都の方針 平成23年度中に一般就労に移行する者の数が、平成17年度の一般就労への移行実績の2倍以上となることを旨とする

市の目標 平成17年度に一般就労した方の実績（9人）の3倍にあたる27人が、平成23年度中に福祉施設から一般就労へ移行することを目標とします

平成17年度中に一般就労に移行した人数 9人

平成23年度に一般就労に移行する人数 27人